八王子市多胎児家庭移動支援事業実施要綱

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日制定

（目的）

第 1 条　この要綱は、多胎児を養育する家庭（以下「多胎児家庭」という。）に対し、乳幼児健康診査等の母子保健事業、予防接種を利用するために必要な移動支援をすることにより、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難に対して支援を図り、あわせて保護者の育児を支援することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多胎児　同じ母親の胎内で同時期に育成し、生まれた 2 人以上の児をいう。

(2) 0 歳児　出生から 1 歳の誕生日の前日までの児をいう。

(3) 1 歳児　1 歳の誕生日から 2 歳の誕生日の前日までの児をいう。

(4) 2 歳児　2 歳の誕生日から 3 歳の誕生日の前日までの児をいう。

(5) 専門職　助産師、保健師等をいう。

（対象者）

第 3 条　本事業の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 同一世帯で 0 歳児、1 歳児または 2 歳児の多胎児を養育する保護者。

(2) こども家庭センターの専門職が実施する多胎児家庭対象の面接または訪問を受け、アンケートに回答した家庭。

(3) 面接または訪問を受けた時点において、八王子市の住民基本台帳に記録されている者。

（事業内容）

第 4 条　本事業は、とうきょうママパパ応援事業実施要綱（平成 27 年 5 月 27 日付 26 福保子家第 1628 号）に規定する多胎児家庭支援事業に即したものとし、次に掲げる内容とする。

(1) 移動経費補助に関すること。

（移動経費の支給）

第 5 条　この事業により支給する移動経費は、1 世帯当たり 24,000 円とする。なお、一組の多胎児が 0 歳児、1 歳児または 2 歳児である期間にそれぞれ 1 回の支給をすることができる。

（子育て支援等の実施）

第 6 条　市は、アンケートの回答に基づき、必要に応じて支援を行うものとする。

（返還）

第７条　市長は、対象者が偽りその他不正な手段により移動支援を受けたときは、その全部または一部を返還させることができる。

附　則

１　この要綱は、令和８年（2026 年）４月１日から施行する。